昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示

（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号の一部改正）

第一条　昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	
物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。

改正前	
物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。